

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和5年9月6日（水）午前10時38分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

森 田 義 昭	委員長	市 川 初 江	副委員長
須 藤 稔	委員	藪 之 本 佳 奈 子	委員
尾 澤 将 樹	委員	青 木 文 雄	委員
小 野 田 富 康	委員	亀 井 伝 吉	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
青 木 秀 夫	委員	小 林 武 雄	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長
小 林 桂 樹 総 務 課 長
伊 藤 良 昭 企 画 財 政 課 長
栗 原 正 明 税 務 課 長
佐 山 秀 喜 住 民 環 境 課 長

新	井		智	福 祉 課 長
玉	水	美	由 紀	健 康 介 護 課 長
橋	本	貴	弘	産 業 振 興 課 長
塩	田	修	一	都 市 建 設 課 長
石	川	由	利 子	会 計 管 理 者 兼 長 会 計 課
小	野 寺	雅	明	教 育 委 員 会 長 事 務 局
橋	本	貴	弘	農 業 委 員 会 長 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事 務 局 長
小	野 田	裕	之	庶 務 議 事 係 長
本	田	明	子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前10時38分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 開会に当たりまして、森田委員長より挨拶をいたします。

○森田義昭委員長 よろしくお願ひいたします。先ほどの本会議において本委員会へ付託されました補正予算関係の議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願ひいたします。

なお、各委員からの質疑は、慣例により一巡した後、2回目の質疑に入ることとしますので、よろしくお願ひいたします。

○議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について

○議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

○荻野剛史事務局長 それでは、次第3番の審査事項に移ります。

ここからの進行は森田委員長にてお願ひいたします。

○森田義昭委員長 それでは、本委員会に付託されました補正予算関係の2議案について審査を行います。

初めに、議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)についての審査を行います。

担当課長からの説明をお願ひいたします。

伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)につきまして説明をさせていただきます。

議案書、補正予算の1ページから4ページまでにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページにつきましては、歳入歳出予算の補正事項別明細書の総括表になってございます。

詳細につきましては、7ページから説明をさせていただきたいと思ひます。7ページをお願ひいたします。それではまず、歳入の詳細についてご説明をいたします。

第1款町税、第2項固定資産税、1目固定資産税、こちらについては1億1,785万1,000円を追加するものでございます。土地、家屋、償却資産、下記のとおりでございます。こちらは、固定資産税の課税実態に合わせまして追加をするものでございます。

第11款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税、これは普通交付税に1億6,282万8,000円を追加するものでございます。普通交付税の額の決定によりまして追加をいたします。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金413万円を追加するものです。内容は、電気・ガス・食料品等の価格高騰の対応分でございます。

2目民生費国庫補助金、保育環境改善等事業費補助金12万2,000円の追加です。保育園で使用済みのおむつを処分するためのごみ箱の購入に係る国庫補助3分の1となります。

8 ページです。同じく 4 目土木費国庫補助金、都市防災総合推進事業補助金といたしまして1,578万9,000円の追加です。内容は、旧北小学校のプール撤去等の整備事業に係る補助金となります。

第3項国庫委託金、4目衛生費国庫委託金、乳幼児身体発育調査委託金としまして2万4,000円の追加です。こちらは厚生労働省におきまして10年ごとに実施する調査に係る国庫補助となります。

第16款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金、保育環境改善等事業費補助金12万2,000円、先ほどは国庫でしたが、こちらは県の補助金で、同様に3分の1でございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、1目一般寄附金、内容はふるさと納税の一般寄附金です。使い道の指定のない一般寄附となります。1,078万円の追加でございます。こちらにつきましては、今年度4月以降の寄附の実績に基づきまして見込んだ増額となります。当初は500万円の予算でしたが、今回追加をいたしまして、こちら一般寄附で1,578万円を見込んでいただいております。

次のページをお願いします。9 ページです。同じく 2 目指定寄附金、こちらは使い道の指定がありましたふるさと納税について882万円を追加するものです。当初予算が400万円に対して882万円の追加、合計で1,280万円となります。先ほど説明しました一般分1,578万円と合わせまして、合計で2,860万円を見込んだものとなります。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、こちらにつきましては町税、また地方交付税等の増額によりまして減額をするものです。財政調整基金の繰入金から2億3,548万1,000円を減額いたします。

第22款町債、第1項町債、4目臨時財政対策債、こちらにつきましては、普通交付税の額が決定になりました。それに伴いまして起債の発行可能額、こちらも決定になったところで、4,500万円から3,650万円に850万円を減額をするというものでございます。4 ページの第2表、地方債の補正のとおりとなっております。

そのページの一番下を御覧いただきますと、歳入合計につきましては、7,648万5,000円を追加いたしまして、60億5,698万4,000円とするものでございます。

10 ページをお願いします。これからは歳出の詳細についてご説明いたします。第2款総務費、第1項総務管理費、3目財政管理費です。ふるさと納税事業といたしまして570万円を追加いたします。歳入の説明でふるさと納税の増額を見込みました。そちらについては2,860万円を見込んだところですけれども、これに係ります経費も増額に伴いまして570万円を追加いたします。2,860万円のおよそ47.5%として見込んでございます。

5目財産管理費です。町有施設管理事業に910万円の追加です。内容は、北小学校プールの撤去等の工事費ということで、詳細設計に基づきまして工事費を追加しなければならないものとなっております。

続いて、6目企画費です。まちづくり推進事業に90万円を追加いたします。こちらは共同事業の補助金はその内容でございますけれども、今年度補助金の活用団体が増加をしております、それに伴い追加をいたします。現在7団体から申請が済んでおりまして、現在3団体のほうから相談が来ているという状況で、90万円を追加させていただきます。

16目感染症対策費です。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金によりまして取り組む4つの事業が右の説明欄に記載をされております。こちらにつきましては、配付をさせていただきますA3判の補正予算補足資料にて説明をさせていただきますので、この大きなほうをちよっ

と御覧いただきながら説明をさせていただきます。委員会開始前には机の上に配付になっているものです。お願いします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○伊藤良昭企画財政課長　こちらが臨時交付金の取組事業ということで、括弧がついてございますが、電力・ガス・食料品等の価格高騰の対応分の取組事業の9月補正の4事業を1ページ目に掲載させていただきます。1つ目ですけれども、社会福祉施設物価高騰対策の支援事業といたしまして186万円です。2つ目の取組事業につきましては、高齢者福祉事業者物価高騰対策の支援事業となります。すみません、行が2つになってしまいました。こちらにつきましては、2事業所に対しまして12万円の予算となっております。3つ目の取組ですが、医療機関等物価高騰対策支援事業です。町内の医療機関、歯科医院、接骨院、1施設当たり6万円で102万円の予算となっております。4つ目です。農業者燃料価格等高騰対策支援事業、こちら549万1,000円となっております。令和5年度に主食用米を出荷した農業者540名に対しまして一律1万円を支援する予定となっております。こちら4つの事業を合計いたしますと、一番下ですが、849万1,000円ということになります。そちらが議案書の10ページの説明欄に記載されたこちらが詳細となります。

3番の裏面を御覧いただきますと、こちらは参考になりますけれども、上の段が既に6月の補正で決定をさせていただきました板倉町商工会商品券交付事業4,221万8,000円です。こちら私自宅のほうにも届いております。その下が、やはり6月で決定をいただきました低所得世帯の支援枠という形で、こちらの取組もっております。表の1番から4番、そして裏面の5番を足し上げますと今年度の取組、合計で5,070万9,000円の取組事業の予算に対しまして、臨時交付金の交付額が4,611万2,000円を予定しているところでございます。6月の補正では既に4,228万2,000円の交付金の歳入を決定いただいておりますので、今回413万円の追加をするというものでございます。

以上でこちらの説明を終わらせていただきまして、次は11ページを御覧いただきたいと思っております。11ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、2目高齢者福祉費です。介護保険低所得者対策事業1万3,000円の追加です。実績額が交付決定額を下回ったための、これは返還金となります。

続いて、介護保険特別会計繰出金7,000円の追加です。

続いて、4目福祉医療費、福祉医療費支給事業に62万8,000円の追加となります。こちらは、対象拡大に伴いますシステムの改修等の委託料が内容となっております。

続いて、第2項児童福祉費、2目児童措置費、こちらは歳入でも説明いたしましたが、保育環境改善等事業ということで、板倉保育園、また北保育園にごみ箱を設置をする購入費用となります。

12ページをお願いいたします。同じく第4目になります。児童館費です。職員の人件費ということで、こちら児童館の職員1名退職によりまして1名分の人件費の減、また退職に伴いまして会計年度任用職員を採用する1名分の任用職員分の経費ということで、同額となっております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、こちらは任意予防接種町単独助成事業、内容については帯状疱疹の予防接種事業に係る費用385万円の追加となります。

13ページをお願いします。第6款農林水産業費、第1項農業費、5目農地費、農地耕作条件改善事業に50万円の追加でございますが、こちらは邑楽土地改良区が実施いたします耕作条件改善事業に対しまして、土地改良区からの要望に基づく負担金の支出となります。

6目農村環境整備費、有害鳥獣駆除事業に7万9,000円の追加です。イノシシ捕獲用の大型の箱わな等を購入する費用となります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、こちらは人件費ですけれども、時間外勤務手当の追加50万円となります。

次のページ、14ページをお願いします。同じく3目道路新設改良費です。町単独の道路整備事業に4,265万円の追加となりますが、内容的には西岡地区の緊急避難場所、また旧の北小学校周辺の道路整備に係ります設計の委託料、また工事費、そして用地の購入費となります。

第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費です。中学校の施設維持管理設計の委託料に200万円を追加いたします。板倉中学校の南校舎屋上雨漏りということで、防水改修工事に向けました設計の委託料の追加です。

15ページをお願いいたします。第4項社会教育費、2目文化財保護費です。文化財保護活用事業に170万円の追加でございますが、離山公園及びその周辺道路の桜の木、こちらの伐採、また剪定の費用で追加をするものでございます。

そこの一番下、歳出の合計を御覧いただきたいと思います。歳入と同様に7,648万5,000円を追加いたしまして、60億5,698万4,000円とするものでございます。

最後に、16ページをお願いします。16ページにつきましては、地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。4ページの第2表の地方債補正を反映させた見込みとなっております。一番右下を御覧いただきますと、現在高の見込額につきまして39億3,481万9,000円となっております。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審査の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小野田委員。

○小野田富康委員 よろしくをお願いします。歳出の10ページの感染症対策費の農業者への燃料高騰対策支援事業、詳しく書いていただいているのですけれども、これ簡単な質問で、これ令和5年度主食用米を出荷販売したって、まだ今5年度なので、4年度の間違ひではないのかという部分と、米の出荷者だけということになっているのですけれども、ほかの作物を作るにしてもキュウリがメインの板倉町ですので、重油代等もかなりかかっていると思うのですが、これはなぜ米の出荷者だけになったのかという理由も教えてください。

○森田義昭委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、小野田委員の質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、令和5年度の主食用米を出荷した農業者で、令和4年度の間違ひではないのかという話なのですけれども、これについては、これから農家の人が、農協へ出荷した方が一応該当になるということになります。ちなみに、昨年も同じような形で、米を出荷した方については1件当たり1万円ということで、約500名弱ぐらいの実績があったのです。それと同時に、野菜出荷農家の方については、リッター3円の助成をあげたというのが昨年実施しておりまして、今年度については、そのコロナの補助金の関係とかもあるの

で、基本的には米を出荷する農家の人に1万円を、約540名の方に一応予算をつけたという形になっております。よろしくお願ひします。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしくお願ひをいたします。ページが12ページの衛生費、予防費になるわけなのですが、帯状疱疹ワクチンについてお伺ひをしたいと思います。この帯状疱疹については、さきの全協において説明がありました。10月より50歳以上の方ということで、今回240名を見込んでいるということです。説明があったわけなのですが、当然まずこの帯状疱疹、高齢者になってくると大切な予防接種の一つになるということに思っているわけなのですが、これについて10月からということは、それぞれ町民の皆さんに周知徹底をすると。啓発もしていかなくてはならないかなということなのですが、それについてどのような方法を考えているのか。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 帯状疱疹の予防接種の助成につきましては、8月の全員協議会で一旦説明させていただきました。詳細のほう、管内等々と事務調整いたしまして、周知のほうにつきましては、広報紙とホームページのほかに毎戸チラシの配布を考えております。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 広報紙だけということではなくて、毎戸にも配布するということの理解でよろしいですか。なかなか広報紙等にすると見る人が見て、回覧にしても隣に回してしまうとかというのがあるので、ここにやはりそういうふうな情報というのは確実に伝わる、個々に伝わるような周知の方法をお願ひをしたいなと思っています。50歳ということなのですが、当然これは継続事業ですよ。それぞれ毎年毎年50歳を迎える方が出てくるわけなのですが、その基準というのはまず幾つを基準にしていますか。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 年齢の基準につきましては満50歳ということで、ワクチンの一部につきましては18歳から認められているものもありますが、通常のワクチンの対象年齢が50歳からなのです。それと、後発年齢といいますか、最も増えてくる年代が50歳以上ということで、管内、県内統一といいますか、同じ歩調で50歳以上というふうに決めています。来年度以降も同じようになるかと思ひます。また、国のほうで今まだ審議中ですが、これを定期予防接種にというような審議はされているところです。また、そうなりますと様子が変わってくると思ひますが、任意接種につきましては50歳以上ということで実施していきたいと思ひています。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 これは、誕生日をもって50歳とした見方をするので、1月1日50歳というのではなくて。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 予防接種につきましては満年齢ということで決まっておりますので、お誕生日を迎えてということにしたいと思ひます。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 分かりました。このワクチン、非常に高額かなと思うのです。生にしても、例えば不活化。不活化というと1万円、2回ということなのですからけれども、これはそれぞれ接種をする方によって選択をしていく。当然医療機関の中で説明も当然あるわけなのですからけれども、なかなか複雑、一般の人というのはそれが分からないということになるのかなと思うのですけれども、やはり一つはこっちのほうがいいよというふうなこと、医療機関というとその医院によって不活化がいいよというふうなことの勧めになっていくのかなと。金額的にもそういうふうになってくる。例えばでは生がいいのなら生ワクチン、4,000円ですよ。なかなか非常に選択が医療機関に委ねるような感じになるのですけれども、それについてもう少し詳しく具体的に説明がいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 ワクチンの説明書を基にしましてチラシを今作成中なのです。作成しています。ですので、そのチラシの中に不活化と生ワクチンの差異とございますか、違うところを載せたいと思っています。任意接種ですので、このワクチンを絶対ということは行政からは申し上げられませんので、本人の体調、あるいはワクチンによっては副反応とかが出やすい場合もありますので、そこら辺は主治医の方との十分な協議かと思えます。接種に関しまして不安があって主治医もいないということであれば、保健センター等々も相談の準備はしているところです。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

須藤委員。

○須藤 稔委員 須藤です。よろしくお願いたします。10ページで、まちづくり推進事業ということで、今年度3団体、かなり増えたということなので、その3団体というのはどのような団体でしょうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

まちづくり推進事業につきましては、主に行政区の皆さんですとか行政区の中で組織している任意の、例えば花壇を清掃して花を植えるだとか、離山をきれいにしまして、離山にヒガンバナを植えたり管理していただく団体等がございまして、令和4年度につきましては6団体の方が活動していただきまして、106万8,000円の支出でした。6団体で106万8,000円。その前の令和3年度は5団体の方が活動していただきまして、合計で96万円の支出をしております。これがこれまでの実績となります。本年度につきましては、既に7つの団体が申請済み。例えば花壇のボランティアグループ、観光サポーターのグループ、それと第3行政区、これは3行政区としての取組です。また、行政区内のふれあいの会という任意の団体、それと集会所周辺的环境整備クラブという任意の団体です。それと、第7行政区、それと天神池探険隊というグループ、7グループとなってございまして、現在相談を受けている団体が、第4行政区の実施事業と第2行政区での実施事業ということで、今年度やはり桜の木へのクビアカツヤカミキリの被害に伴いまして、集会所周辺を何とかきれいにしたいということで、いわゆるそっくり事業を委託という形ではなくて、我々も作業をするので、これだけのメンバーでこれだけの活動をしますので、それに伴う活動費の補助の申請というような内容がこの共同事業ということで、今年度は相談も受けまして、4つの行政区から桜の木等の伐採、剪定等も含

めた集会所周辺の整備ということが申請の内容となっております。

○森田義昭委員長 須藤委員、質問は立ってお願いします。

○須藤 稔委員 この桜の木の伐採、いろんな虫だとか何かで、我々の行政区もやはりかなりあるので、それをどうしようかという形で、ちょっとこの前見たので、それで今行政区、今度我々も申請すればまた次の機会になると思うので、そのような形で、その桜の木の伐採と、また集会所の駐車場、そこはかなり木だとか草だとかいろいろ生えているので、そういうものを地域の人たちとやりながらやっていこうかなという形があるので、そんな形でちょっと何団体ぐらい質問したかという形で対応になっているのかというのをお聞きしました。

以上でございます。ありがとうございました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 2番、藪之本です。よろしくをお願いします。こちらでいいますと11ページ、これは2項2目児童措置費といたしまして、使用済みおむつ保管用ゴミ箱購入費というところでちょっと質問させていただきます。

こちらは、全部の保育施設が対象なのでしょうか、ちょっとそこら辺を教えてください。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 お答えします。

こちらで補正予算に計上させていただきましたのは板倉保育園と北保育園、町立園の2園のみです。といいますのが、既に認定こども園、まきば幼稚園、そらいろ保育園、こちらにつきましては、既に実施済みということですので、残された町立園2園に対して対応するための予算措置とさせていただきます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 14ページお願いします。中学校の施設維持管理で200万円の追加ですけれども、これ先ほどの説明によりますと、中学校の南の校舎の部分の雨漏りによる設計ということで、それでよろしいわけですか。

○森田義昭委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明教育委員会事務局長 中学校の南校舎の雨漏りがするというので、それを修繕するための詳細設計を委託するものです。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 雨漏りですから、これは設計委託料ですから、これは新たに200万円新規に追加ということですか。

○森田義昭委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明教育委員会事務局長 こちらの予算につきましては、年度当初は少し漏っていた面はあったのですが、よほど強い雨ではないと漏っていなかったものが、だんだんと年度中に雨漏りがひどくなったとい

うことで、新規で委託料として追加するものです。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 ちょっと疑問に思ったのです。要するに今9月の段階ですよ。そうしますと、雨漏りですから、もっと早めにいろんな意味で把握できたのではないかと思うのです。今の説明によりますと、当初はいずれにしても少ない雨漏り。最近特に、例えば8月なんか大雨がありましたよね。そのときにかなりな雨漏りがあったということですか。それで結局今回新規で200万円追加をしたということで認識してよろしいのでしょうか。

○森田義昭委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明教育委員会事務局長 そうですね、これまではよほど強い雨風ではないと漏らなかつたものが、今年度途中からそこまでの雨風ではなくても漏るようになってきたということで、本格的に修繕が必要だということで計上させていただきました。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 11番の青木です。7ページをお願いします。7ページの一番上の固定資産税の追加というところのことでちょっとお聞きしたいのですけれども、これもうちょっと中身を詳しく説明していただきたい。固定資産税は課税基準があるのでしょうかけれども、これ追加と途中でなっているのですけれども、これどういう経緯で追加が途中で発生したのか、その辺のところもっと詳しく。

それと、これどこかの企業なのでしょうけれども、幾つかこの中に入っているのか、それとも1社なのか、その辺のことを含めて、もう少し中身を詳しく説明できるのであればお願いします。

○森田義昭委員長 栗原課長。

○栗原正明税務課長 こちらの固定資産税につきましては、7ページの一番上です。例えば土地978万円掛ける98%、家屋2,989万9,000円掛ける98%、償却資産8,057万8,000円掛ける98%ということで、土地の左の978万円とかそういったものにつきましては、課税額の追加分ということになりまして、こちらは当初見込んでいた当初予算の課税額がありますけれども、5月が終わりまして、固定資産税を確定といいますか課税をした段階で、実際と予算の間に乖離があるというところで、こちらの差額につきまして追加をしているところでございます。

具体的に言いますと、土地につきましては、例えば978万円なのですけれども、当初予算の段階で実際の見込みの数字につきまして2%程度安全を見て計上しておりました。こちらが約630万円程度、こちらが乖離があったということで、こっちになっております。あとは家屋につきましては、やはり不確定要素ということで5%程度を、当初予算を組む段階で見込みの数値よりも5%程度安全を見て低く計上しておりましたので、こちらが約2,800万円程度ありました。あと、償却資産につきましては、不確定要素ということでやはりこれは5%程度を見ておりまして、これが1,300万円程度の差があったのですけれども、そのほかに、当初予算につきましては償却資産というのは1月31日までに申告をしていただく形になっておりますので、新規に取得した償却資産につきましては、当初予算のほうでは見込んでいないという形になっておりまして、

こちら実際に今回新たな新規分の償却資産が約6,700万円程度ありました。その6,700万円のうちに大きな会社の新築分といいますか、そちらが1社で2,500万円程度、あともう一社で2,400万円程度ありまして、そのほかの1,800万円程度につきましては、その他もろもろ全体の新規分ということになっております。

以上です。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 ちょっと説明分かりにくいのですが、これ固定資産税だから、例えば1月1日現在の課税基準があって、それに対する固定資産課税分でしょう。それが何、5月の何、課税をするときに安全策を取って、予定よりも想定よりも少なく課税基準値で予算つくったということで、実際はもっと多かったのだということで補正しているのだということなのですか。1月1日、その基準で課税対象にはなっているわけね。なっていたけれども、安全策でその課税額を控え目にして予算を組んだということで、それが何、これ固定資産税だからそんな途中で変わるといふことないと思うのだけれども、その差が出てくるというのは、それはどういうことで、安全策、安全策と言っているのですけれども、途中で課税基準が変わるといふことはないと思うのだけれども、その辺のところどういうふうに、説明していただけますか。

○森田義昭委員長 栗原課長。

○栗原正明税務課長 お答えいたします。

固定資産税につきましては、1月1日現在の状況に基づいて課税をするのですが、課税を実際にする、決まるのは、5月にならないと決まらないということになります。予算を組むのは、まだ決まらない段階で来年度の予算を見込んで計算をしているので、当然見込みというのがこのぐらいになるだろうという見込みでやっていますので、ただその辺で実際よりも少なくなる可能性もあるなとかというところを不確定要素ということで、5%程度とか2%程度とかというのを例年安全を見て予算計上をしています。それが結果、予算計上した額と実際に5月の段階で課税額が決まった額とで差があったということで、実際の差のほうに合わせる形に補正を増額をさせていただいたということになります。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 何となく分かるのだけれども、どうも固定資産税だから、もう1月1日現在で分かっているのかなと思っているのですけれども、それを5月の決定するまでというか、1月1日現在は何、見込額と言っていましたけれども、途中でこれが増えたということではないのでしょうか。1月1日現在にある固定資産に対して、そこは安全策で控え目に見積もっていたのが、5月に正式に決定したという金額との差額を今回これ計上したということで。だから、これは1社、2社ではなくて、全体のさっきの話、説明を聞くと補正額になるのですね。例えばどこか1社どこのが新たにできたとかというのではなくて、全体の中で、土地幾らだ、900万円ぐらいか。差が出てきたということなので、その辺がちょっと理解できないのだけれども、何となく分かってきたのだけれども、要するに1月のときは見込みで、本当は我々は固定資産税は確定しているのかなという認識しているわけです。ところが、そうではなくて安全策で1月1日現在では見積もっていると。その金額を何、3月の予算つくるときに計上すると。だけれども、5月に最終的に決定したのがずれがあると。そのずれが今回のこの補正予算に上がってきたということなのですか。

○森田義昭委員長 栗原課長。

○栗原正明税務課長 実際予算を計算するというのが、例えば11月とか12月に予算は見込むわけです。1

月1日現在の状況で、例えばこの中で特に大きいのは、例えば償却資産とかというものがありますけれども、こちらなどにつきましては、1月1日現在で持っている償却資産を町に1月31日までに申告をしていただくという形になっておりまして、そうすると当然予算を組んでいる段階ですと、新しくこういうのを買いましとかというのとは分からないという状況になりますので、その1月31日までに申告をしていただいたものが、最終的にこちらで処理をしまして、5月に税額を決定して納税通知を発送する形になりますので、そのような時間的な、予算を計上するときの見込むときは年内、例えば最終的には税額が決定するのは5月というような時期のずれがありますので、当然見込んだ額と決定された額に誤差が出てきますので、その誤差を合わせるために今回補正をさせていただいたというようなことになります。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

市川委員。

○市川初江委員 10番、市川です。よろしく申し上げます。10ページの一番上のふるさと納税事業なのですが、これ補正が57万円ですか。

〔「570万」と言う人あり〕

○市川初江委員 570万円。570万円追加ということで2,860万円の見込みをしたと。そのことで追加というちょっとお話を伺ったような気がするのですけれども、この2,860万円の見込みというのはどのような根拠だったのか、ちょっと教えていただければと。根拠が。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 ふるさと納税につきましては一般質問でも通告がございますが、今回ちょっと増額で見込んだ根拠ということですが、昨年の実績額が1,973万円、町に対してふるさと納税、町はそれを受入れをいたしたところでございます。その実績がございまして、今年の4月からこれまでの受入れ実績、これがちょっと4月、5月につきましては、やはり2倍以上の受入れ実績がありました。6月、7月では3割、7割増しというような実績が来ておりまして、これまでで昨年度の同時期と比較をしますと約2倍ぐらい、実は受け入れている実績がございまして。この後ちょっと制度の改革等が見込まれておりまして、そのまま昨年の実績の2倍を予想するのはちょっと難しいかなということで、昨年の実績の1.5倍を今年度ふるさと納税で受け入れられるのではないかとということで、昨年の実績1,900万円の1.5倍ということで、2,860万円を歳入として一応見込んだと。そうしますと、経費が総務省のほうから50%以内に抑えなさいという指示がございます。町の実績では大体47から48%ぐらいになっておりますので、今回経費の分については、受入れ予想額の47.5%を見込んだ数字ということになってございます。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 だいたいいい傾向なのかなと思うけれども、返礼品が今までよりも何か魅力のあるものなのでしょうか。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭企画財政課長 明日の一般質問もございますが……

〔「一般質問やらずに済んじゃうのかな」と言う人あり〕

○伊藤良昭企画財政課長 こちらは板倉町は取りあえず努力してきました。返礼品の数も増やしてきました

が、群馬県内では上のほうか下のほうかといいますと下のほうです。受け入れている額につきましては。郡内でも、5町ありますけれども、一番低い受入額となっております。昨年は、おととしと比べて全国的にがんと伸びました。多分その流れで、今年度もいわゆる住民の皆さんがそのふるさと納税への関心が高まった結果ではないかなというふうには感じているところです。町としては魅力的な返礼品の開拓に継続して努めているところでございますが、今後もそのような形にさせていただきたいと思っております。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 そういうことで、何か千代田なんか30億円なんて言っていますので、断トツに何かちょっともう違うわけですけども、やはり返礼品の魅力というのがすごく大切なのかなと思うのです。何かちょっと聞くと、別に物だけではなくて、いろんなお祭りに芸能人を呼んだりして、そのお祭りに来ればこういう芸能人が来て見れますよというチケットを送るとか、何かそんなのもあるよなんてちょっと私も聞いたのですけれども、ですからいろんなやはりたくさんいただいているところがどんなふうに、どんな返礼品で、どんなふうなふるさと納税の対応をしているのか、ちょっと学ぶべきものがあるのかなというふうにちょっと思いました。でも、いい方向で行っているので、徐々にですけども、頑張っただけだと思います。ありがとうございました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

町長。

○栗原 実町長 市川委員の指摘は、もちろん指摘をされなくても、ふるさと納税制度が始まって以来、極端に言うとなんの骨折りも大してしなくて、PRと今の情報システムを使っての結果としてということで始まったわけですので、当初から、つい二、三日もエフエム群馬とかいろんな調査が来るのです。ふるさと納税の目的からすると、ふるさとに寄附しているのかどうか。だから、広い意味のふるさと、東京から自分のふるさとでなくても田舎へとか、もっと言うといい景品が、いわゆるお返し、返礼品が来るところへ集中するという、極端に言うと、いい返礼品が用意できないところ、もっと具体的に言うと松阪牛とか1万円の巨峰とかマスカットとか、海産物とかお刺身とかぴちぴちとした、それを即座に宅急便で送るとか、そういう特定の限られた産地だけが繁盛して、その逆に、どうしてもその地域性もあって、特別な返礼品がなかなか、その特別な返礼品というのに非常に厳しい条件も加わってしまっていて、そのまちでできるものとか、ですから例えば今千代田の話が出ましたが、千代田さんがおとしまで、さきおとしまでか、同じ仕入れ元でビールを送っていましたが、板倉のほうが安くビールを送れたのです。だから、千代田も1,000万円かそこらだったのです。そのほかに千代田さんは千代田町の会社で中国の会社が1つ進出していて、その会社が健康機器みたいなもの、それを返礼品にして次の年はそれが多少ヒットして、2,000万円が4,000万円になったぐらいだった。その流れの中で、たまたまジョイフル本田に扱い店を連携することで大量にサントリーの、あそこは千代田だけがサントリーの会社を持っているわけですから、ジョイフル本田用にはロットで大きい単位で仕入れをしていただければということで、全国一安いいわゆるビールの原価でジョイフル本田に卸すような仕組みを結果的にはつくることのできたというのか、そうなったのだということだと思いますけれども。だから、例えばジョイフル本田があっても、古河にもあるよね。あるいはあっちこっちありますけれども、ジョイフル本田があったとて、その地元にサントリービールの会社がなければ駄目なの。あるいはサントリービールの会社があってもジョイフル本田がなければ、普通の市販組合を通して

仕入れをするわけですね、普通は。ほかの代理店。そうすると圧倒的に高い。板倉町などもそういった努力もしてきまして、同じビールでも、だって卸しが1箱で3,000円も違ってしまう。だから、ほかのまちが幾ら頑張っても独り勝ちと。全国で一番集中して、それにプラスして、きっと努力とすれば、たまたまいろんなポータルサイトの中で、せっかくやるのだから1年分ではなくて3年分ぐらい1回に届けてしまいますよとか、ビールは箱で買うでしょう。そうすると10箱ずつ宅急便屋さんに何階までお住まいの、10階ですか、エレベーターでも何でも使ってお届けしますよ、1年分とか。当初考えられなかったいろんなそういう方法までたまたま駆使ができたという、それは我々もそういう情報は早いですから、全国でどういう競争をしている中でということ、あらゆるものも一応私が入ったときはすぐ担当課に担当係に言って、極端に言うと。だって、企業誘致しても30億円なんて銭は入らないから。ぬれ手に泡で30億円も入ってしまう。

でも、実質もうけというか当てにできるのは10億円程度ということで、千代田とは内情はちゃんと分析していますけれども。そういったことで、なかなかそういう意味で値段が張って、値段が張るということは大きく納税もしますから、1万円が2,000円か3,000円ぐらいしか、4,000円ぐらいまでの返礼品になるわけですから、そういった額の小さいものよりうんと大きいものでもできるという、高額所得者ほどその制度で寄附ができるわけですから、だから貧乏人は、極端に言うと低所得者はふるさと納税も使えないのです。高給取りでうんと税金を納める人がその中の一定額を寄附することによってほぼ半額程度のものが、それも高級な半額程度のものということで、高給所得者あるいは納税総額に対してどの程度プラスになっているか、国全体のです。

そんなことも総合的に見ると不公平税制の最たるものだというので、しかもふるさとへ還元していない。要するに、そういうような特殊なシステムも、これは菅総理大臣が権力で考え出してやられた政策だと聞いておりますが、例えば群馬県全体でも3割やそこら、あるいは4割ぐらいかな、大きくマイナス、逆ざやで。板倉町も、質問にそのうち、あしたでも答えるかどうか分からないけれども、ほかから寄附してくれる人は、約2,000万円弱板倉町は収入として得ていますけれども、板倉の人が、中には俺んちは外からうまいものを税金を町へ納める代わりに向こうへ、だからよそへ税金を払ってという額が、それが多いと逆ざやになってしまうのです。そうでしょう。板倉町の人が町へ納めるつもりになって納めずに、その納税を利用してふるさとではないところ、いい景品のところ、得するところ、その額が、計算すると今のところ板倉町は、計算の仕方いろいろあるのですが、逆ざやで大きな赤字が出ているという計算の仕方もある。それに対して交付税が例えばどうのこうのといろいろ計算すると、今のところ板倉町はまだ総合的にふるさと納税があって、最終的には損か得かという、計算方式のしよによってはお互いとも正解なのだけれども、しよによってはプラが出る方法と大きくマイナスという方向も出るし、非常にやりづらい方法であります。

したがって、板倉町も、例えば先週も、板倉町に大阪王将がある関係で、今までも協力をしていただいて一番効率のいい、だけれども、ギョウザなんて例えば2万円納税したらギョウザが多く来てしまうわけ。例えばだよ。もう冷蔵庫の中が臭くなるほどみたいな、そういう問題点もあるので、もう少し値段が張ってみたいな、要するに町として考えるようなものを真剣に考えてくれませんかとかで、大阪まで担当を派遣したりしているのです。

そういう意味では、千代田が特に本当に典型的な例で、だから日本で一番安いビールを千代田町が結局、納税が入ればお返し品はジョイフル本田へ、これが入ったからと伝票を回せば、ジョイフル本田のネットで

返礼していくというような形だと思えるのですけれども、そういう意味ではサントリーも千代田にあるのだけれども、邑楽郡全体の首長がそろって、邑楽郡のサントリービールということで、千代田が、三、四年前に板倉町も含め館林も全部応援してくれということで、首長が5人寄ってサントリービールを飲んだり食ったりしてくださいという推奨しているポスターもあるのです。うちの町も多分総務課のあそこら辺に貼ってあると思う。だから、我々も協力していて千代田だけが、板倉町の人だから千代田町に納税を納めて安いサントリービールを飲んでいる可能性があるわけ。それも調べさせてみたら、板倉町では大した、10人かそこらいるのかなぐらいのところを取りあえず、でもそれが著しくなってくると、千代田のビールを町長同士が手を組んでみんなでサントリービールを応援しましょうとあって、板倉町のみんなビール飲む人が千代田へ納税して、安いビールを飲んでいると板倉町はどんどん千代田町へ税金が流れていってしまうという、そういったいささか難しい面もありますから、冗談では、高橋君も私の後輩にもなるし、同じ学校を出ているから、「高橋、おまえちょっとは板倉にも何分の1かぐらい分け前回せねえんか」なんて、例えばですよ、話として冗談は言いますが、あまり人んちが収入しているのをということで、今そういう話は冗談ではしていますが、あとはやはり町として自力でどういう方法でどういう品があるかとか、そういったことを徹底的に研究して、4年ぐらい、他町より少ないということは、他町より関心を持ち批判をされる可能性もあるし、町長もろくな町長ではないななんて言われる可能性もあるので、より真剣により細部にわたって指示はしているのですが、そういう地理的条件とか町の特性とか、それ言うと言い逃れにもなる可能性もあるのだけれども、だから今まではいいお魚品、高級魚を送るとか高級な果実、あるいは高級な健康機器とか、本当にそのまちに偶然ある会社が偶然その品に、しかも50%以上とか以内とか、ものをしたところが当たりにしている。

その反面、保育園が東京の世田谷や杉並辺りは、今人口がああいうところは増えているのですが、いわゆる保育園は足りない足りないと言って待機解消のために保育園を建てるお金が、1年間に10保育園ぐらい逃げていってしまうと、逆ざやで。もらうものがないのだから。例えば。そういうところもありますよね。

そういう問題で大きな社会的な様相もはらんでいまして、時折賛成か反対か首長の考え方は、自分のまちの状況も踏まえた上でと、そういう前提の人と問題と、あとは公平化、公正化、この税制についていかが思うかというアンケートも二、三日前来て回答していますが、基本的には弱者に強く、豊かなお金持ちに優しい税制だと。強者に優しく。そういう意味ではあまり賛成をしていないと。趣旨そのものも、ふるさと納税なんて言っているながら特定のところへだけじゃんじゃん流れて、だからこの制度をなぜいつまで放置しておくのかというのを、私はそういう意味では公平公正。ただ、自分のところが成績が高ければ、もっとそれが強く力強く言えるのだけれども、銭は多く入ってきているけれども、この制度は不公平ですよ。だけれども、板倉町も群馬県で本当に下のほうなの。だから、負け惜しみで言っているみたいに聞こえるのも嫌だから、ですが、ちゃんと論理的な面については、そういう国に対しても具申をいたしております。参考までに。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についての採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、令和4年度の介護保険事業の確定に伴います精算、また成年後見制度利用支援に伴う予算計上でございます。歳入歳出それぞれ79万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を13億2,030万9,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長から提案理由で申し上げましたので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。6ページ、歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金に1万5,000円の追加でございます。成年後見制度利用支援に対する国の交付金でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項1目2節過年度分に171万1,000円の追加でございます。令和4年度介護保険事業確定に伴います介護給付費交付金の追加交付になります。

次に、5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金に7,000円の追加でございます。成年後見制度利用支援に対する県の交付金になります。

次のページ、7ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金に7,000円の追加です。こちらにつきましては、成年後見制度利用支援に対する町の負担分になります。

次に、同7款2項基金繰入金、1目介護保険基金繰入金から40万7,000円の減額でございます。介護給付費交付金過年度分追加交付金が地域支援事業交付金の過年度分返還金よりも過大であることに伴います減額になります。歳入と歳出の精算合わせのための調整でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出になります。5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費に4万円の追加でございます。成年後見制度利用支援に係る申立て手数料になります。同制度利用に当たりまして、申立て手数料が介護保険地域支援事業に該当しますので、予算計上し、国県支払基金それぞれの交付金を受けるものです。

次に、7款諸支出金、1項2目償還金に75万3,000円の追加でございます。令和4年度介護保険事業の確定に伴います令和4年度地域支援事業交付金の超過交付の返還になります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご採決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小野田委員。

○小野田富康委員 よろしくお願ひします。歳出の8ページ、成年後見制度利用支援事業の4万円の追加ということなのですけれども、この成年後見制度を利用される方というのは大体何名ぐらい板倉町は見込んでいるのか。昨年度まで結構ですので、どれぐらいの方がこの制度を利用されているのか教えてください。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 成年後見制度利用につきまして、対象者となるものにつきましては、当課では補助金、助成金の担当ですので、全部把握していません。今回の追加につきましては、申請する方がおられない方の町長申立てということで、町が申請を代行するための手数料の支出になります。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 もうちょっと詳しく。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 全体で何名後見人がついているとかというのは把握はできていません。それぞれ個人情報範囲で、こちらが関わる場合にはサービスの提供上把握することがございます。今回のこの補正の追加につきましては、本来であれば家族だったり近親者の方が後見人の申請をするのですけれども、それ誰もいないと。本人も自ら申請する状況ではないと。判断ができる状況ではないということで、町が代行して申請する制度になります。ですので、それに関わる申立ての費用になります。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 ありがとうございます。ということは、これ1名分取りあえず見込んでいるということで、理解でよろしいですか。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 今回、介護保険事業者等々の相談によりまして、申立てが必要であるということで見込んだ金額になります。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 同じ8ページですけれども、下の償還金の関係なのですが、過年度分の返還金ということで、4年度分ということですよ。先ほどの説明の中で介護保険事業に係る返還金ということですが、例えばその4年度の介護保険事業の中で例えば縮小したものがあるのか、あるいはできなかったものがあるのか、そういった意味での返還金ということで捉えてよろしいのでしょうか。また別のあれがあるのでしょうか。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 実際には地域支援事業につきましては、コロナ禍ではありましたが、極力実施したつもりであります。この額につきましては、補助金等々が概算払いで先に受け取ってしまうものなので、ですので、実際には実績を出して提出して確定して償還金が生じたという内容になりますので、取り立ててこの事業だけができなかったというのはなかったと記憶しています。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 今の荒井さんの質問に関連するのですけれども、過年度分の返還金で精算金なのでしょう。

〔「はい」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 それに対してその前のページに支払基金からこれ117万円、これを精算金として入ってきているというのですね。これとさっきのものとは基準が違うのかもしれないのですけれども、これどういふことなのですか、これは。こちらは精算金で入ってきてプラスになっているわけね。こっちは精算金で支払っているわけね。同じ支払基金に。だから、こういうのはこれはどういふものを基準にしてこれやっているのですか。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 委員の質問ですが、追加交付になっているほうにつきましては介護給付費、事業が違います。償還するほうにつきましては地域支援事業費ということで、追加交付と償還が生じました。そこの調整のために繰入金のほうを減額もしています。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると事業費ごとに精算していくわけね。介護給付費を概算でやっていたのを精算したら、何だ……

〔「追加です」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 追加でこの百何万円来た。こっちは何だっけ。

〔「地域支援事業」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 地域支援事業と。その項目、事業ごとにその個別に精算していくと。そうするとこういう結果が出てくるから、ややこしいけれども、いろいろと大変なのですね。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算関係議案2件の審査を終了いたします。

委員各位の慎重なるご審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時55分）